

労働者個人と使用者の間の

トラブルで困ったら

あっせん制度

を

利用してみませんか？

無料・
秘密厳守

例えば…

突然、
解雇された

事前に説明もなく
シフトを
減らされた

パワハラや
セクハラを受けたが、
会社が適切に
対応しない

雇止めの
撤回を求められ、
トラブルに
なっている

話し合った
けれども、
解決しない！

話し合いに
応じて
くれない！

当事者間で解決が困難なとき

三重県労働相談室で
あっせんの相談、申請を
受け付けています。

詳細は
裏面を
ご覧ください

まずはこちらへお電話を！

相談内容など個人の秘密は守られますのでご安心ください。

☎059-213-8290

または

☎059-224-3110

メールでの相談: info@mie-kinfukukyo.or.jp



三重県労働相談室
ホームページ

三重県労働相談室 (津市栄町1丁目 891 三重県勤労者福祉会館1階)

電話
面談

月・水・金曜日 午前9:00～午後5:00

火・木曜日 午前9:00～午後7:00

※祝日・年末年始
を除きます。

労働に関する相談にお答えします。1人で悩まずお気軽にご相談ください。



あっせん
とは

労働委員会のあっせん員が、労使双方から話を聞き、お互いの主張を整理し、助言するなどして、歩み寄りを図り、合意解決をめざす制度です。



労働委員会の「個別労働紛争のあっせん」の特徴

三者構成



公益側 (弁護士など)

労働者側 (労働組合役員など)

使用者側 (会社経営者など)

の経験豊富な3つの立場のあっせん員が、丁寧に主張や事情をお聞きして、あっせんを進めます。

無 料 相談や利用は無料

秘密厳守 あっせんは非公開

手続簡単 作成書類は申請書のみ

相談・申請は、
三重県労働相談室へ

☎059-213-8290
または
☎059-224-3110



あっせんの流れ

事前相談

まずは、労働相談室にご相談ください。



あっせん申請

申請は労働相談室へ。
労働者、使用者、どちらからでも申請できます。

●申請者は、いつでも申請を取り下げることができます。(トラブルの自主的な解決を妨げるものではありません)

事前調査

労働委員会が、労働者及び使用者双方の主張等をお聞きします。

あっせんによる調整

1回2～3時間、計3回程度の期日で迅速な解決をめざします。

※相手方があっせんに応じない場合、あっせんは行われません。

解 決

合意書を取り交わします。

打ち切り

解決の見込みがないときは、打ち切りとなります。

お問い合わせ先

三重県労働委員会事務局

〒514-0004 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎5階

☎059-224-3033

✉roui@pref.mie.lg.jp



労働組合と使用者との
トラブルのあっせんは、
労働委員会事務局へ
ご相談ください



あっせん制度について
動画で紹介しています



三重県労働委員会
ホームページ